

去る八月五日、平成二十二年第九回臨時会が開催されました。

提出議案は、「平成二十二年度一般会計補正予算(第四号)」一件で、株式会社安細組から町に対する損害賠償請求控訴事件の判決が確定したことに伴う弁護士への報酬金と議員辞職に伴う町議会議員補欠選挙を執行するための経費を増額補正するものでしたが、反対多数で否決されました。

また、「損害賠償請求裁判及び政治責任明確化に関する決議」の動議が日程に追加され、賛成多数で可決されました。

提出された補正の内容は、次の通りです。

【歳入】

◇ 地方交付税
六百四十九万四千円

【歳出】

- ◆ 一般管理費
五百二十一万円
- ◆ 議会議員選挙費
百二十八万四千円

損害賠償請求訴訟判決経過

一審

(福島地方裁判所)

請求棄却

○ 資格審査委員会における旧評点テーブル適用について

控訴審

(仙台高等裁判所)

控訴棄却

○ 資格審査委員会における旧評点テーブル適用について

経営事項審査制度の改正の都度、即時、これに対応して地方公共団体の資格審査基準を改正しなかったからといって、これが違法となるわけではなく、どのタイミングでこれに対応していくかについては、各地方公共団体の実情を踏まえて合理的な裁量の余地があると解される。町が、平成十五・十六年度の資格審査において、新評点テーブルを用いなかっただからといって、そのことが、直ちに、国家賠償法上、違法であるということにはならない。

町は、本件告示及びそれと一定をなす評点テーブルについては、その改正の動向について平素から情報を収集した上、これが改正された場合には、その後に関催される資格審査委員会においては、改正後の新たな基準の例によって指名競争入札参加者の資格及び格付けを行うべき義務を負っていたと解するのが相当である。しかるに、平成十四年七月一日からは新評点テーブルが適用されていたのであるから、それから一年近くも経過した平成十五年六月九日の資格審査委員会の開催時において、平成十五・十六年度の指名競争入札参加資格を審査する当たり、町が新評点テーブルではなく、旧評点テーブルに基づく

く資格審査基準を適用して指名競争入札参加資格の認定及び格付けを行ったことは、国家賠償法上、違法であるといわざるを得ない。

損害賠償請求訴訟判決確定に伴う町の対応

○ 基本的考え方
本件事務の一部について違法性と担当者の過失が認定されたことから、当該事務について改めて検証し厳正に対処する。

一、関係者に対する処分等

国土交通省告示による評点テーブルの改正を把握せず、旧評点テーブルを使用した入札参加資格審査を行ったことは事実であり、控訴審判決を踏まえ、事務の適正を欠く行為があったと考えられる。

二、処分等の決定基準

「道路交通法違反に係る職員の懲戒処分等の基準」や県等の例を踏まえ、「故意又は重過失の有無」及び「損害の程度」を基準とし

て、処分等の内容を決定する。

三、検討

- (1) 故意又は重過失の有無
当時の担当者及び上司に故意又は重過失は認められない。
- (2) 損害の程度
損害は認められない。

なお、町が支出した訴訟関連費用は、適正な手続きを経て支出される行政経費であり、「損害」には該当しない。

(3) その他の事情等

県からの改正周知通知が本件に係る改正からなくなつたこと、その点を担当者十分知り得る環境になつたと推測されることなど、「一挙手一投足を惜しんだ結果、旧評点テーブルに基づく違法な審査、格付けを行った」というには酷な事情が認められる。

以上の事を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・ 当時の担当者を口頭訓告とする。

次ページに続く

- ・当時のチーム主任は、組織体制上及び事務の実態上、監督責任を負わせる立場にないため不問とする。
- ・管理監督責任がある当時の所属長は、退職しているため不問とする。
- ・当時の資格審査委員会委員は、本件事務に係る管理監督責任を直接負うものでなく、また全員退職しているため不問とする。
- 町長の指揮監督責任について
 - 以下の点から、町長の責任は、再発防止に万全を期すことと考える。
 - ・訓告に係る事務内容は単発の事務的な過ちによるものであること（組織風土に起因したり長期にわたる過ちではないこと）
 - ・原告を含めて町又は町民に対する損害は生じていないこと（重大な結果を招いたものではないこと）
 - ・確定判決自体は全面勝訴であること
 - ・以上から本件が町政及び公務員に対する信用失墜につながるものではないこと

一般会計補正予算（第4号）

5 賛成 7 反対 で 否決

討論

反対
半澤 高員

残念ながら本議案に反対の態度を取らざるを得ない。補正予算には榎安細組から起こされた訴訟の弁護士報酬金が計上されているが「勝訴」という点からのみ判断すれば支払って当然のものである。

しかし、判決文の中で指摘された「国家賠償法上違法である」とした点、そもそも今回の訴訟の原点は町の事務執行上の問題点であると考える。

当時の町長は林王町長であり監督者としての責任は重大である。

町長の責任の取り方は、現時点において町民に納得させられるようなものではなく、また再発防止策も満足できるものではない。

賛成
片平 秀雄 議員

約三年間に及ぶ「損害賠償請求裁判」は、福島地方裁判所及び仙台高等裁判所において、争点も明らかにされ、原告の主張は認められず被告である町側が全面勝訴となったものであります。したがって「損害賠償請求裁判」が結審された事に対し速やかに弁護士に対し報酬金を支払うべきと考え補正予算に対し賛成致します。

反対
斎藤 松夫 議員

損害賠償請求裁判における桑折町代理人たる弁護士の委託料の支払は当然のことと考える。しかし次の理由によりこの補正予算案に賛成することはできない。

① 裁判の結果、仙台高裁より桑折町の入札資格審査及び等級格付けに「国家賠償法上違法な事務」が指摘された。

地方自治法は地方自治体が法令に違反してその事務を行うてはならないと定め

ている。よって違法な事務を「町長の裁量権の範囲内」として行い、且つ主張したこのような不名誉な判決を受けた林王町長の政治責任を明確にすることこそ先決である。本補正予算案はその後に提出されたい。

賛成
佐藤 榮三 議員

今回の補正予算は、損害賠償請求訴訟事件は町が全面勝訴で結審したもので弁護士への成功報酬支払いは早々に行うべきと思ひ賛成するものであります。

賛成
羽根田八千代 議員

この度の補正の一つは、九千五百万余の損害賠償請求に対して争うべきとして始まった裁判成功報酬費であり、裁判の経過及び背景は逐次説明され、議論され、今日に至っている。結果として、その費用を支払うのは当然であります。

しかしながら、この裁判を契機にさらに適正な事務遂行に努められ、町民の負

議案審議結果

賛成

羽根田 八千代 議員
片平 秀雄 議員
佐藤 榮三 議員
川名 静子 議員
平井 國雄 議員

反対

斎藤 謙 議員
原 賢志 議員
半澤 高 議員
平井 光一 議員
相原 京子 議員
斎藤 松夫 議員
松山 善二 議員

損害賠償請求裁判及び 政治責任明確化に関する決議

7 賛成 5 反対 で可決

損害賠償請求裁判及び政治責任明確化に関する決議

去る6月30日、損害賠償請求裁判について仙台高裁より判決が下され、確定判決となった。判決は控訴人安細組の桑折町に対する損害賠償請求はこれを棄却する一方、重要な争点となった平成15・16年度入札資格審査における等級別格付行為の違法性については、桑折町が「旧評点テーブルに基づく資格審査基準を適用し指名競争入札参加資格の認定及び格付を行ったことは、国家賠償法上違法であるといわざるを得ない」との判断を下した。

地方自治法第2条では「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」とし且つ、「前項の規定に違反して行った地方自治体の行為はこれを無効とする」としている。また桑折町長等政治倫理条例は「法の遵守」や「倫理性の自覚、高潔性の実証」をうたい、政治倫理に反する事実があるときはその責任を明らかにしなければならないとしている。

林王町長は桑折町が国家賠償法上違法な事務を執行したことについて、その非を認めるのではなく、それを町長裁量権の範囲内であるとして適法との態度をとってきた。このこと政治責任は重大で、地方自治法並びに自ら制定した政治倫理条例の精神と相容れないものである。

そのうえ今般、自らの政治責任を明確にすることなく、桑折町代理人に対する成功報酬予算計上の一般会計補正予算案の議会提出におよんだことは甚だ遺憾である。

かかる事態は行政の基本を揺るがすものであり、議会としてこれを認めることはできない。よって林王町長は違法な事務を執行し且つこれを合理化してきたことを、関係者はもちろん、町民に対し謝罪し、自らの政治責任を明確にすることを求めるものである。

以上決議する。

平成22年8月5日

桑折町議会

討論

反対 片平 秀雄 議員

この裁判は「意趣返し」の恣意的な不当・不法な行為により原告に損害を与えた」としての裁判であり、まず。福島地裁及び仙台高裁にて争点も明らかにされ町の全面勝訴となりました。仙台高裁判決文の一部に事務ミス指摘があった事は残念ですが、裁判が起こされた要因に繋がるとは謳っておりません。今後は事務執行を見直し、再発防止等徹底的に検証し町民に不信や誤解を与えないよう事務体制強化を求めることが重要と考え反対します。

賛成 原 賢志 議員

これまで争われてきた損害賠償請求裁判において町長は、旧評点テーブルを適用することは町長の裁量権の範囲内であり、適法であるとしてきた。

しかしながら、控訴審確定判決は、今回の事務は国家賠償法上違法な事務であったと指摘した。この指摘に対し町長は、一担当者を処分しただけで、自らの政治責任を明確にしてい

ない。今後この様な、法に抵触する事務が行われないよう自らの政治責任を明確にすることが必要であると考え賛成する。

反対 川名 静子 議員

この裁判の原点は、町の意図的な行為や原告に対する意趣返し、恣意的な不当不法による損害賠償が請求されたものです。福島地裁の判断は、違法性はなく損害も与えていないとして町が全面勝訴したものです。しかし勝訴したとはいえ仙台高裁から指摘された事項については真摯に受け止め、すでに対処された旨の説明がありました。勝訴した事件に対して責任の明確化を求めることについて理解ができません。さらに町民の皆さんへの動揺を与えるこ

とから、この損害賠償請求裁判及び政治責任明確化に関する決議には反対致します。

賛成 相原 京子 議員

裁判は町が勝ち結審いたしました。しかし、判決理由の一部において、「国家賠償法上違法であるといわざるを得ない」と、事務の在り方が厳しく指摘されており、この責任は、首長の林王町長にあることは明白です。

本臨時会の提案理由のなかに、「当該事務は適正を欠いたのでお詫びする」ありました。しかし補正予算質疑における町長の答弁は、責任の所在をあいまいにしたまま終わっており、それは、町民の町長に対する信頼を裏切るもので、したがって本決議に賛成します。

議案審議結果

賛成

齊藤 謙 議員
原 賢志 議員
半澤 高 議員
平井 光一 議員
相原 京子 議員
斎藤 松夫 議員
松山 善二 議員

反対

羽根田 八千代 議員
片平 秀雄 議員
佐藤 榮三 議員
川名 静子 議員
平井 國雄 議員

こおりまち

議会だより 号外

発行 福島県伊達郡桑折町議会
責任者 浅野 義雄
編集 桑折町議会広報委員会
電話 (024) 582-2113
印刷 (株)神尾印刷所

<http://www.town.koori.fukushima.jp>